

2006年4月 No.459

京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

発行人 大槻 明司
<http://www.kyoshakyo.or.jp>

主な記事

1面…もえくさ

2面…平成18年度

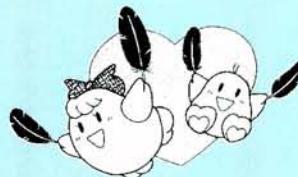
京都府社会福祉協議会事業計画・予算

4面…福祉送迎サービスのこれまでとこれから

6面…ぶらっとほーむ 京都サンクロウズ

8面…地域福祉権利擁護事業の

全市町村社協実施に向けた改定について



版画／冠島。オオミズナギドリ（京都府の鳥）と冠島は国の天然記念物に指定

もえくさ

最近、政治やメディアの世界で連日のように議論の対象として取り上げられている事柄に「勝ち組」・「負け組」論評・「格差社会の拡大のはず々」とある。〈勝ち組〉・〈負け組〉という「区分け」が社会の各領域・分野で比較的安易に扱われ、格差拡大社会の進行をやむをえないこととして是認しようとする風潮も見受けられる。▼社会福祉領域から、こうした現代の社会状況をどのように捉えればよいのだろうか。そもそも、社会福祉とは、国民間の生活・所得格差の発生を前提とする社会にあっては、その社会自体によって、あらかじめ用意されている所得の再分配やセフティネット構築を行なうための社会制度・施策の体系として整備されてきたはずである。▼個人の所得格差が拡大する今日のような社会状況が進行するなかでこそ、社会福祉には、その機能を發揮して勝ち負けの差を小さくし、格差を縮めることや人生再挑戦の機会の設定に貢献する等のセフティネット機能を發揮することが求められているのである。▼社会福祉がそのまま機能を發揮するためには、数多の論点を内包する今日の社会福祉改革論議のなかでもその基底に据えなければならない論点として、①利用者と事業者が対等の関係に立てて、利用者本位の社会福祉制度の確立を図るという目標をいかにして現実のものとしていくか、②いかにして、社会福祉を「人々の生活基盤を支えるための社会資源」として機能させるのか、③どうすれば、住民・当事者自身が、社会福祉を創造し、それを活用するという「主体者」意識を身に付けていくことになるのか、④人権を尊重したノーマライゼーション社会をどう築いていくのかといったテーマを見落としてはならないであろう。▼社会福祉関係者の視角としては、こうしたテーマを踏まえつつ、少子高齢社会が確実に進行しているという現実を直視し、財政的に安定しつつ長期的見通しを持つ社会福祉制度・施策を整備していくという、これから社会造りに関わる極めて大きな課題に直面していることをしっかりと見据えることにあるのではないかだろうか。

京都府社会福祉協議会事業計画・予算

平成十八年度事業計画・予算については、平成十八年三月十三・二十八日開催の理事会及び評議員会において決定しました。事業計画の基本方針・事業の重点課題と収支予算書（総括表）の概要は次のとおりです。「平成十八年度事業計画並びに収支予算書」については、本会事務所において閲覧が可能です。

■基本方針

京都府社会福祉協議会を取り巻く現状と課題

（1）長引く経済不況や進行しつづける少子・高齢化といった今日の社会状況下にあって、家族構造の変化や地域生活における住民関係の希薄化などを背景に、生活・福祉問題を抱えた人々が地域社会から孤立する傾向は一向に止まる気配を見せていません。こうした局面にどう対応していくのかといふ深刻な課題に社会福祉関係者は日々直面しています。

（2）また、改正介護保険法が昨年十月から一部施行、本年四月には全面施行されます。児童分野では、就学前の保育と教育を一貫的に提供する総合施設化が平成十八年度からの本格実施に向けて検討されています。障害者福祉分野では、障害者自立支援法が昨年十月に可決され、サービスの地域格差や利用者負担の問題など多くの課題を抱えながら四月からの施行となります。

（3）一方、「三位一体」の改革は、地方交付税の削減や景気の低迷などによつて、地方自治体に対し深刻な財政危機をもたらしていますが、本会の動向に深くかかわる問題を抱えた人々が地域社会から孤立する傾向は一向に止まる気配を見せていません。こうした局面にどう対応していくのかといふ深刻な課題に社会福祉関係者は日々直面しています。

（4）京都府内では、さらに市町村合併がすすみ、本年三月末には京都市も含めて二十九の市町村行政単位となりました。また、府南部地域においても合併に向けた協議が進行しつつあり、住民のこれまでの地域生活を取り巻く環境が大きく変わろうとしています。

事業計画推進上の視点

（5）本会は、平成十七年度の新規事業として、常設の「京都府災害ボランティアセンター」を五月二十九日に開設し、京都府と本会、市町村社協連合会、ボランティア団体等が公民協働で運営する体制の整備を図りながら、災害時対応への研鑽（訓練・研修など）を深めています。

（6）平成十八年度は、「京都府社協中期計画」の三年次にあたる今年度は、八つの「重点課題」を基にした転換期にこそ、新しい発想と柔軟な姿勢を持って、様々な福祉問題を抱える人々のニーズを地域社会でしっかりと把握し、当事者・府民本位の社会福祉が豊かに発展するための積極的な論議と機敏な対応が求められています。

（7）平成十八年度は、本会を取り巻く上記の現状と課題及び「中期計画」に基づく計画」の三年次目にあたり、見直しを図ります。

（8）同時に、京都府の厳しい財政状況を見据え、本会経営改善の一層の取組みを進めるとともに、適切な事業・会務運営、効率的な財政運営、さらには、自主財源の造成に引き続き尽力します。

すでに、十八年度に向けて「介護サービス情報の公表」事業や介護支援専門員の質的レベルアップのための新たな研修の導入・実施など、本会に対する社会的要請は一層広がりを見せてきています。こうした要請も受けとめながら、本会らしい事業展開が求められています。

促進するために、京都府・市行政をはじめ福祉・医療関係団体、利用者団体と協働して「京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構」を十月十四日に設立し、第三者評価事業を推進してきています。

（7）平成十八年度は、本会を取り巻く上記の現状と課題及び「中期計画」に基づく計画」の三年次目にあたり、見直しを図ります。

（8）同時に、京都府の厳しい財政状況を見据え、本会経営改善の一層の取組みを進めるとともに、適切な事業・会務運営、効率的な財政運営、さらには、自主財源の造成に引き続き尽力します。

（9）平成十八年度は、より厳しい環境の中にあって会務運営を図る必要があります。

■事業の重点課題

1、市民の権利主体性の発揮を支援するための事業推進

「地域福祉権利擁護事業」は、十八年度より広域エリアを担当する基幹的社協方式から、利用者にもつとも身近な市町村社協を第一線機関として新たにスタートします。全市町村社協実施が、円滑にかつ主体的に取組まれるよう支援します。

苦情解決事業は、サービス事業者の苦情対応体制の整備を図るよう支援するとともに、利用者の適切な苦情解決にも引き続き取組みを強めます。

介護・福祉サービスの利用者支援の立場から、「第三者評価」事業の推進や新たに実施する「介護サービス情報公表推進事業」に取組みます。

介護支援専門員の質的レベルアップを図るための研修体系が新たに構築されました。が、介護や福祉のサービス利用にあたっての「ケアマネジメント」機能が有効・適切に働くよう、引き続きケアマネジメントに関する研修事業や基盤整備等に取組みます。

2、福祉「ミニユーニティづくりの 中核となる市町村社協の支援

市町村社協合併や社会福祉の変革の中での市町村社協が「地域福祉の推進役」として地域・民を主体とした活動を展開できるよう支援します。

具体的には、①市町村社協の事業・活動の推進及び地域福祉活動計画の策定援助、

5、地域福祉を推進する福祉関係

護・福祉サービス第三者評価事業」の取組みなど、「利用者満足」に向けた福祉経営

者の取組みを支援します。

第三者評価事業をとおしての関係機関との連携を進めるとともに、従来の枠を越えた福祉、介護、医療などの関係団体との連携事業を推進します。

②社会福祉法人運営への支援、③コミュニケーションセンターとしての市町村社協人材育成、

④地域福祉の担い手養成の支援など、広域社協としての特性を生かした支援事業を開します。また、災害時における対応など

市町村社協と連携した取組みをすすめます。

また、常設の「京都府災害ボランティアセンター」の充実・強化に向け、構成団体との連携・協働体制を強めます。

市町村社協と連携した取組みをすすめます。

3、生活支援を通じた福祉ニーズの総合的な把握・共有・解決機能の発揮

生活福祉資金の貸付相談事業（「離職者支援資金」や「長期生活支援資金」なども含む）や滞納世帯に対する個別援助活動をとおして、利用者への具体的な生活支援と生活福祉問題や福祉ニーズの把握に努めます。

また、「母子家庭等自立支援センター」事業による就労支援の一層の強化と当事者への個別支援の強化を図ります。

4、今日的福祉課題を調査・分析・提言するシンクタンク機能の発揮

相談部門の充実強化を図りつつ、相互の連携体制の確立をめざします。

また、相談窓口の強化や専門的対応力の強化について、引き続き取組むとともに、各セクションでの理論的、実践的到達や課題について集約・研究し、発信にも力を入れます。

一般雇用情勢が改善しつつある中で、逆に、福祉人材の確保が困難になつてきます。福祉専門職としての質の確保とあわせ、雇用条件の改善・安定化が図られるよう福祉施設（事業所）に対し、的確な情報提供や人材紹介の支援を図ります。

また、研修事業をとおして福祉従事者の専門性の確保と人権感覚の醸成に取組みます。

7、民間福祉活動を支える社会福祉事業経営支援、及び福祉サービスの質の確保・向上を図る事業の推進

社会福祉法人としての役割・課題、また、その特徴や優位性を生かした福祉事業の展開が一層求められています。社会福祉施設経営者協議会との連携を強めながら研修事業をとおして今日的課題を明らかにします。

また、福祉サービスの質の向上を図る「介

8、京都府社協組織基盤の強化

新たな事業展開が求められてきている中で、「京都府社協中期計画」の見直し・検討作業を進めるとともに、経営の安定に向けた様々な取組みとして、組織・財政の基盤強化に引き続き努力します。

協や府施設協など）や民生委員児童委員協議会との協働事業を押し進めます。

6、人権感覚豊かな福祉人材の確保・養成

一般雇用情勢が改善しつつある中で、逆に、福祉人材の確保が困難になつてきます。福祉専門職としての質の確保とあわせ、雇用条件の改善・安定化が図られるよう福祉施設（事業所）に対し、的確な情報提供や人材紹介の支援を図ります。

また、研修事業をとおして福祉従事者の専門性の確保と人権感覚の醸成に取組みます。

福祉送迎サービスのこれまでとこれから

～運転協力者講習会を通して見えてきたもの～

運転協力者講習会

利用目的があらかじめ限定されていることが要因であると思われます。

福祉送迎サービスの歴史と現状

高齢者や障害者等、自力で公共交通機関を利用することが困難な方を対象とした福祉送迎サービスは、一九七〇年代に関東地方で活動がはじまり、NHK厚生文化事業団や二十四時間テレビ、日本財團等による福祉車両の寄贈が行われるようになつたのを契機に、急速に全国的に活動が広がつていきました。現在では、社会福祉協議会(以下「社協」という)をはじめ、特定非営利活動法人(以下「NPO」という)、当事者組織、社会福祉施設など、様々な組織・団体が取り組んでいます。

これらの福祉送迎サービスは、これまで法律上ではグレーブーンとされていました。それは、道路運送法(以下「法」という)第八十条第一項に「自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない」という規定があり、自家用車を有償で運行する福祉送迎サービスは、厳密に言えばこの規定に抵触するからです。しかしながら、対象を「自力で公共交通機

関を利用することができない方」に限定するとともに、行き先も通院や福祉サービスの利用に限定している活動実態や活動の必要性から、積極的に問題視されてこなかったという経過があります。この法律と実態のギャップを埋めるために、法第八十条第一項を適用して福祉送迎サービスを位置づけようとしたのが、平成十六年三月に国土交通省自動車交通局長より出された「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第八十条第一項による許可の取り扱いについて」(以下、「通知」という)になります。

福祉送迎サービスの利用者

通知では、運送の対象や車両、運転者など一定の条件をクリアし、市町村行政が主宰する運営協議会の議決を経て、運輸局へ申請すれば、同条の許可を出すという仕組みが定められました。

京都府内で活動する団体数
福祉送迎サービスの利用者は、通知では、介護保険法上の要介護者や要支援者、身体障害者福祉法上の身体障害者、その他、肢体不自由、内部疾患(人工透析患者)など、単独では公共交通機関を利用することが困難な者と規定しています。利用目的は限定されいていませんが、実態としては、人工透析患者の通院にかかる利用が多く、ほとんどは通院や福祉サービスの利用、行政手続のための外出となっています。これは、余暇活動を含む利用者のあらゆるニーズに対応するだけの車両や運転協力者を確保することが困難であることと、補助事業や委託事業で実施している場合には、対象者と

が、比較的交通手段が充実した都市部でもたくさんの団体が活動しています。それは、福祉送迎サービスが単に交通手段のみを提供しているのではなく、利用者の特性に合わせた移動サービスが提供されるとともに、通院等で定期的に外出しなければならない利用者にとってはタクシー等と比べて費用面においても負担が少ないという実状を示すところですが、制度が大きく変わる過渡期であり、現実問題として各団体で講習を開催することが困難である状況を踏まえて、今年度は本会主催(後援:京都府、近畿運輸局京都運輸支局)で実施することにしました。

講習会は、北部会場と南部会場を設定し、それぞれ一回、合計四回開催し、約五百名が参加されました。参加者の所属は、五割が社協のボランティア、二割がNPO団体、一割が社会福祉施設となっています。

道路運送法改正の動き

福祉送迎サービスは、前述のとおり、法第八十条第一項を適用して例外許可をするものになっています。しかしながら、活動の実態、活動の公共性の高さ、必要性を鑑み、今後、この活動をさらに普及・促進していくために、例外許可ではなく、法的な位置づけを明確化することを目的として、法改正をして、八十条第一項の許可とは別に新たな規定を設ける動きがおこっています。

また、国土交通省では、平成十七年九月から「NPO等によるボランティア有償運送検討小委員会」を設置し、法改正も一つの議論の柱として、安全・安心なサービスを安定的に普及させるための福祉送迎サービスの新たな仕組みづくりについて議論を重ねています。

これらの法改正等の動きは、福祉送迎サービスの今後のあり方を左右するものとなりますので、引き続き注視していくことが必要です。

地方公共団体の役割と 今後の活動のあり方

福祉送迎サービスは、単独で公共交通機関を利用することが困難な方の交通手段を提供するという大変公共性の高い活動です。今般の法第八十条第一項の許可制度の実施

にあたり、福祉送迎サービスにかかる従来の補助金・委託金をカットするという事例が多く見られます。むしろ地方公共団体は、地方自治法第一条の二（別記）の趣旨を踏まえ、運転協力者講習会の参加者からのあげられた活動上の課題の解消や希望する行政の支援内容を踏まえた施策の実施をはじめ、積極的な活動支援を展開することが求められています。

また、福祉送迎サービスは、これまで以上に注目され、法的・社会的に位置づけが明確になっていくと同時に、活動の安全面に関する取り組みや利用上の安心感なども求められることがあります。各福祉送迎サービス実施団体は、利用者のニーズをしっかりと把握し、地方公共団体や運営協議会に実態を伝える中で必要な支援を引き出すとともに、車両管理や運行管理、運転協力者のスキルアップ等、一層の努力をしていくことが必要となります。

福祉送迎サービスは、地方におけるバスをはじめとした公共交通機関の整理・統合・廃止の動きや高齢化の一層の進行が予測される中で、また、交通バリアフリー法の附帯決議や改正道路運送法の附帯決議、ユニアーサルデザイン政策大綱に盛り込まれて移動環境の整備・改善をすすめるという観点からも、今後ますます必要不可欠な活動となります。安全・安心で継続的な活動が地域で展開できるよう、住民と地方公共団体、関係機関が力をあわせて取り組んでいくことが重要です。

用語解説 「福祉有償運送」と「福祉送迎サービス」

「福祉有償運送」と「福祉送迎サービス」は同じ活動を指している用語です。「福祉有償運送」とは国土交通省の通知上の用語で、活動の対象者（福祉対象者）と活動の形態（有償運送）を端的にあらわしています。一方、「福祉送迎サービス」は、「運送」等の用語がいかにも人をモノ扱いしているようなニュアンスで実態になじまない点、また活動が高齢者・障害者等を対象とした福祉活動（ボランティア活動）の一環である点を踏まえて府社協が提唱している用語です。「福祉送迎サービス」には、利用者と運転協力者の交流・連帯の深まりや活動を通じた福祉のまちづくりへの広がり、また「福祉サービス」としての制度的確立を期待する意味を込めています。

ここでは、この趣旨で通知等の引用部分を除き、福祉送迎サービスという用語を使用しています。

地方自治法第1条の2

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

勇気ある一步を
支える「安心」



ボランティア保険

わずかな保険料で、傷害部分（ボランティア自身のケガ）と、賠償責任部分（活動中に他人の身体・財物に損害を与えたとき）が補償されます。

保険料一名につき

Aプラン 300円 Bプラン 500円

ボランティア・福祉活動等行事保険

福祉事業総合補償制度

まごころワイド

もあります

問合わせ・申込先

(福) 京都府社会福祉協議会

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
TEL 075-252-6295

京都サンクロウズの更なる挑戦

スピード感と激しさを持ち合わせ、高度な駆け引きが求められるツインバスケットボール。京都代表として全国大会にも出場している「京都サンクロウズ」を取材させていただきました。

ツインバスケットボールとは

(動くスピード・握力や三頭筋の強さ)によりシート方法が異なり、通常リングと低いリングの二つが設置されているのでツインバスケットボールといいます。スクリーニング・プレイ(注)の駆け引きの応酬で非常に傷した人々が競技用車椅子に乗ってバスケットをするスポーツです。各々の障害レベル

奥が深いスポーツです。

一チーム五人で、五人の持ち点(障害によって点差あり)十一・五点以内でチームを編成することが条件です。一試合十分×四ピリオド(計四十分)で行なわれます。

サンクロウズとの出会い

「歴史ですか?」

とキャンプテンの松岡幸夫さんは記憶を



<練習風景より>

ツインバスケットボールチーム 京都サンクロウズ
ホームページ <http://www.10.ocn.ne.jp/~suncrows/suncrowshomepage/>
Eメール suncrows@mountain.ocn.ne.jp
連絡先 090-3828-9063 担当者(松岡さん)

たどりながら語ってくださいました。京都サンクロウズは約十年前に発足。名前の由来はサン(陽気な)クロウ(カラス)を交ぜ、陽気なカラスの集まりです。しかし、現在はそれぞれの選手がとても陽気で個性の強い集まりである、「鳥谷の衆」というニックネームを自身でつけてていること。

「京都サンクロウズの活動は病院のリハビリから始まりました」と松岡さん。頸椎損傷後に運動機能の回復を図るため、リハビリの一環としてボルトを使ったのが始まりといいます。それがいつしか「ツインバスケット」というスポーツに発展したそうです。松岡さんの場合、病院のリハビリの先生から「ツインバスケットをやらないか?」と声をかけてもらつたのがきっかけだそうです。「最初はやりたいとは思わなかつたが、時間が経つにつれ、家にずっと引きこもるのは嫌だと思うようになりました。友達と練習を見に行つたのがツインバスケットを始めたきっかけです。それから練習に参加するようになり、次第にツインバスケットに惹かれていきました」と松岡さんは語ります。

弱小チームからの脱出

リハビリからスタートした京都サンクロウズも、今では全国ベスト四の実力を持つチームですが、五年前までは全然勝てない、練習が嫌いなチームだったといいます。

「当初は、試合をすれば負けていました。その理由は簡単。走り込みの練習が嫌いだったので、試合の後半になれば当然スタミナが切れる。加えて作戦もなければ戦術も何もない。楽な練習ばかりしていたから、当然の結果でした」と松岡さんは一生懸命汗を流して練習をしている選手達を見つめながら当時を振り返ります。

結果として、ボランティアの参加や協力もなくなつていき、メンバーの離脱者も続出。チームは崩壊の危機に陥り、まさに氷

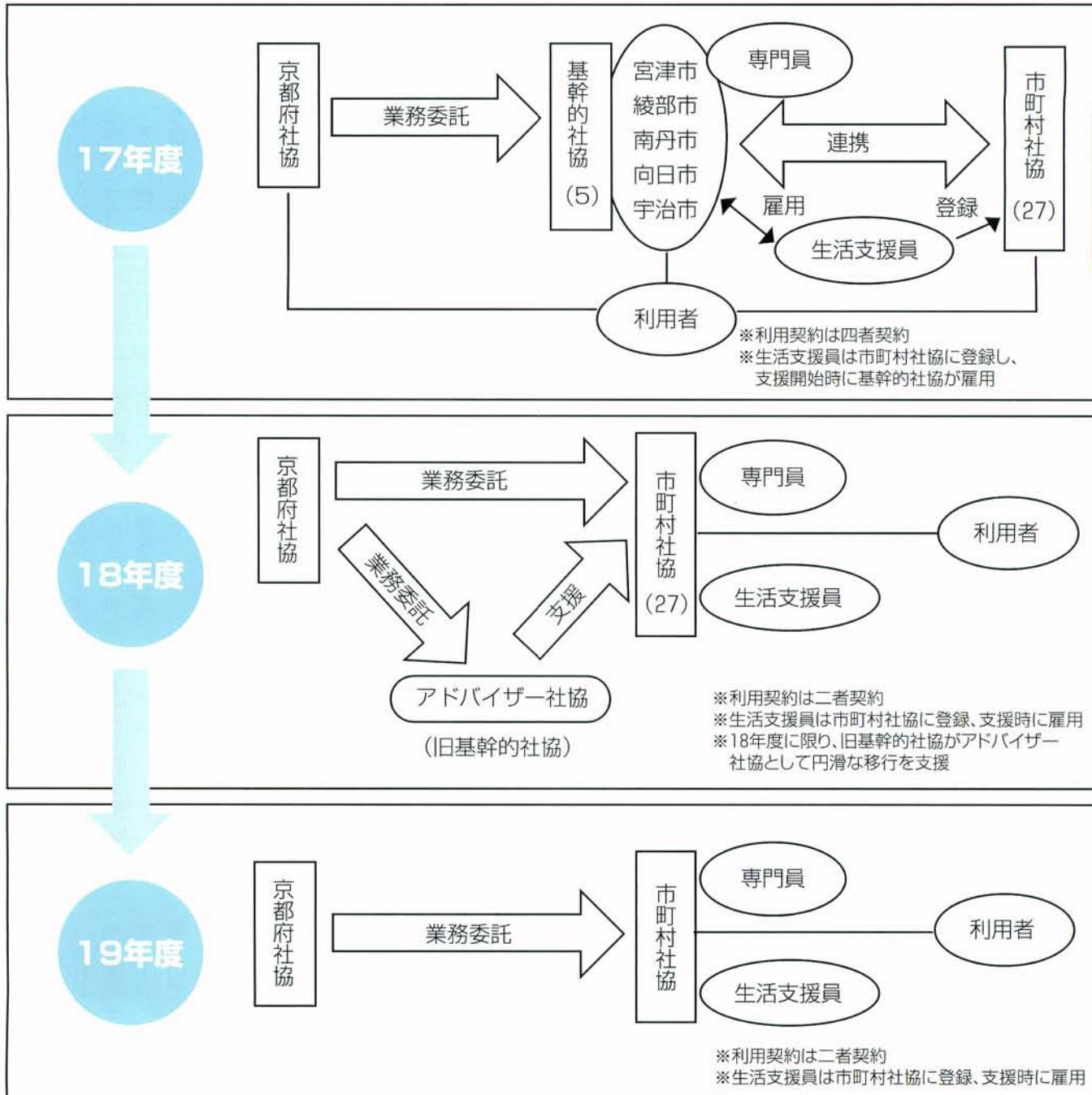
地域福祉権利擁護事業の全市町村社協実施に向けた改定について

平成18年度から、地域福祉権利擁護事業における「福祉サービス利用援助事業」は、京都府内における広域エリアを担当する基幹的社協の方式から、各市町村社協単位の実施へ発展的に移行します。

この事業は、判断能力が不十分な認知症高齢者や知的または精神に障害のある方などの権利擁護を目的に、利用者との契約により「福祉サービスの利用援助」や「日常的金銭管理」等を行い、自立した地域生活を支援する事業として、きわめて地域に密着

した支援が求められています。

平成18年度から、地域性・身近性・迅速性等を考慮し、利用者に最も身近な市町村社協を第一線機関として位置づけ、下記の仕組みで推進します。



「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。

京都府社会福祉協議会

TEL: 075-252-6291

FAX: 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

(注)本会へのご意見等は、上記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。